

第7回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年12月21日(水) 13時29分～13時48分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】公益委員 石岡委員、中村委員、飛鳥委員、森理恵委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、保土澤委員、野坂委員
使用者委員 小笠原委員、田中委員、藤井委員、小野委員
【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、八木澤賃金室長、
嘉賀室長補佐、長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐 定刻前ですが、皆様お揃いですので、ただ今より第7回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠ですが、森宏之委員、齋藤委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴人の募集公示をしましたが、希望者はありませんでした。

なお、報道機関が入室しておりますことを併せて報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長、よろしく願いいたします。

石岡会長 本日は、産業別最低賃金のうち、各種商品小売業について金額改正の審議を行いたいと思います。

はじめに、専門部会の審議が終了いたしましたので、部会長から報告をするところですが、会長であるわたくしが部会長を務めておりましたので、代わりに、中村円香委員からご報告をお願いいたします。

中村委員 わたくしからは、10月の5日及び12月の7日に審議された青森県各種商品小売業最低賃金についてご報告いたします。

はじめに、別添資料1の1ページ、青森県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。

当専門部会は、令和4年9月16日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

別紙1の2ページですけれども、4の最低賃金額について、1時間88

2円ということで、別紙2の委員により採決を行い結審しております。
なお、発効日は最短で令和5年2月19日となります。
部会報告は以上ですが、専門部会の審議の概要は事務局から提供されている資料No.3に示されております。
以上になります。

石岡会長 ありがとうございました。
 ただいまの部会報告につきまして、何かご質問はございますか。

(委員から、特に発言なし)

石岡会長 資料No.3、ページ数でいうと5ページのところですがけれども、12月7日の専門部会で意見が分かれたので、最終的には採決という形をとらざるを得ませんでした。そのため、公益委員が公益見解を出し、それをもって採決をしたところでございます。
 ほかにご質問等がないようでしたら、専門部会の審議結果を本審の決定とすることについて決めたいと思いますが、これも採決ということになりますでしょうか。

秋田谷委員 はい。

石岡会長 それでは、採決に移行したいと思います。
 賛成、反対、保留の3つで、挙手をもってお願いしたいと思います。
 賛成の方は挙手をお願いいたします。

(公益委員3名、使用者側委員4名挙手)

石岡会長 反対の方、挙手をお願いいたします。

(労働者側委員5名挙手)

石岡会長 採決の結果は、賛成が7名、反対が5名ということでございます。
 最低賃金審議会令第5条第3項におきまして、審議会の議事は、会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるとされていますので、青森県各種商品小売業最低賃金は、専門部会の審議結果のとおり、30円引き上げとし、本審において決定することといたします。
 効力発生日についてですが、先ほど、中村委員からご報告がありました

が、法定発効の最短日である、令和5年2月19日に決定したいと思います。

以上の内容で、当審議会として、青森労働局長あてに答申することといたします。

賃金室長 それでは、答申の案を配布させていただきます。

（各委員に対し、答申文（案）を配布）

石岡会長 ただいま事務局から配布されました答申文の案につきまして、ご確認いただきたいと思いますが、何かご意見等はございますでしょうか。

（委員から、特に発言なし）

石岡会長 それでは、この答申文をもちまして、答申をすることといたします。

室長補佐 それでは、答申に移らせていただきます。

当審議会の石岡会長から、高橋青森労働局長に対し、答申をお願いいたします。

（石岡会長から、高橋労働局長へ答申文を読み上げ、手交）

（各委員に対し、答申文を配付）

室長補佐 ありがとうございます。

以上をもちまして、答申を終わらせていただきます。

続いて、高橋労働局長からお礼の挨拶を申し上げます。

局 長 ただ今、石岡会長より青森県特定最低賃金の中の各種商品小売業最低賃金の改正に係る答申をいただいたところでございます。

この最低賃金につきましては、9月15日に、改正に関する諮問をさせていただきますけれども、各種商品小売業につきましては、例年と異なりまして、10月5日、12月7日と2回にわたりまして専門部会で御審議をいただいたところでございます。公労使の委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重な御審議を賜り、採決という形にはなりましたが、結論を得ることができましたことに厚く御礼を申し上げます。

本日、答申いただきました最低賃金につきましては、異議申出の手続きを行った後、改正決定を行いまして、令和5年2月19日に発効することを目標としまして、官報公示等所要の事務手続きを進めて参りたいと考え

ております。

また、他の3業種の産業別最低賃金につきましては、本日、12月21日から発効しておりますけれども、改正決定される時は他の3業種の最低賃金と併せまして、各方面に対する周知に努めて参りたいと考えております。

委員の皆様には、今年度、大変ご苦勞をおかけしましたこれまでの御審議に対しまして、重ねて厚く御礼申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

室長補佐 それでは、引き続いて、石岡会長、議事進行の程、よろしく願いいたします。

石岡会長 それでは、事務局からその他の資料について説明をお願いします。

賃金室長 事務局でございます。

資料の説明をさせていただきますと思います。

会議次第のついた資料をご覧ください。

次第を1枚めくっていただきますと、資料目次が付いております。

1ページまでめくっていただきまして、資料No.1、こちらは各専門部会委員の名簿でございます。ご審議いただいた委員の皆様を部会ごとに載せさせていただいているところでございます。

次に、2ページの資料No.2になります。これは8月9日に審議をお願いしました産業別最低賃金改定の必要性有無の諮問以降の審議会開催日程につきまして載せているところでございます。

10月17日に第6回本審におきまして、各種商品小売業を除く3業種について改正答申をいただきました。異議申出がございませんでしたので、11月7日に予定しておりました異議審につきましては開催しておりません。この3業種につきましては、先ほど、局長からお話がありましたとおり、本日、12月21日に改正発効しているところでございます。

また、12月7日に第2回各種商品小売業専門部会でご審議いただきまして、同日、結審となったところでございます。各種商品小売業最低賃金につきましては本日、答申をいただきましたので、本日付けで答申要旨を公示いたしまして、異議申出があった場合につきましては、令和5年1月6日に異議申出に係る審議を伴う第8回本審を設定しております。この点につきましては、後ほど、改めてご説明いたします。

令和5年3月20日に、産別最低賃金の意向表明に係る第9回本審を予定しております。

続きまして、資料No. 3、こちらは先ほど部会報告の中でご紹介いただいた産業別最低賃金専門部会の審議経過一覧でございます。

各種商品小売業につきましては、4 ページ目と 5 ページ目にあるところでございます。5 ページ目が先ほど、石岡会長からもご紹介ありましたが、第 2 回の専門部会の状況でございます。労使双方合意に至らず、最終的には公益見解による採決を行いまして、結審したところでございます。

部会委員の皆様には改めまして御礼を申し上げます。

次をめぐっていただきまして、資料No. 4 につきましては、今年度の最低賃金改定の状況でございます。

7 ページの資料No. 5 でございますけれども、最低賃金決定額の年度別推移でございます。

8 ページ目、資料No. 6 でございますけれども、これにつきましては、各種商品小売業最低賃金に係る、本日の答申から公示等を経て、発効日に行きわたるまでの流れを整理したものでございます。

まず、改正の公示の流れでございますけれども、本日付けで答申内容と異議申出の公示を行います。

公示期間は 15 日と規定されておりますので、本日 12 月 21 日から令和 5 年 1 月 5 日まで公示をすることになります。

この異議申出の期間は 1 月 5 日木曜日の夜の 12 時までとなります。

もし、異議申出が出された場合には、先ほどの日程の部分でご説明いたしました 1 月 6 日金曜日に第 8 回本審を開催し、審議をお願いすることになります。

仮に、異議申出があった場合は、申出があった時点で速やかに皆様に、メールでお知らせしますので、よろしくお願いたします。

メール以外の通信方法をご希望される場合にはあらかじめ事務局へお知らせ願います。

なお、1 月 6 日に異議審を予定しておりますのは、異議申出締切日の翌日午後に厚生労働本省で官報公示の手続きを行うことで、最短での法定発効となるためということでございます。

一方、異議申出がなかったときにおいても、念のため、1 月の 5 日夕方および当日の 1 月 6 日の朝をめぐりに、それぞれメールで意義審がない旨ご連絡させていただきますが、1 月 6 日の審議会を開催しないということで、ご承知お願いたします。

なお、産業別最低賃金に関しまして、過去に異議申出が出されたことはありませんので、付け加えさせていただきます。

次に、異議申出期間経過後は、令和 5 年 1 月 20 日に改正の公示を官報に掲載する予定としております。

発効日につきましては、先ほどご審議いただいたとおり、令和5年2月19日に法定発効となります。

改めて、日程についてご説明させていただきます。

資料の2ページ目をもう一度ご覧いただければと思います。

一番下に、3月20日に第9回本審を予定しているところでございます。

3月の審議会では、翌年度の産業別最低賃金改正に関する意向表明が議事となります。

ここで改正の意向が表明された業種について、労働局において最低賃金に関する基礎調査を実施するという流れになります。

3月の審議会の具体的な日程については、年明けに、改めて日程確認表により委員の皆様のご都合を確認した上で設定したいと考えているところでございますけれども、事務局としては3月20日に開催したいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

事務局の説明としましては以上でございます。

石岡会長 ただ今の事務局のご説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(委員から、特に発言なし)

石岡会長 そのほかに事務局から何かございますか。

賃金室長 特にございません。

石岡会長 それでは、何もなければ本日の審議会はこれで終わりたいと思います。今年も長期間にわたって審議いただきありがとうございました。ご協力に深く感謝申し上げます。本日はどうもお疲れ様でした。皆様、よいお年を。